

市内図書館館8館市民文学館で
使用しています！

「貸出用レシートロール」募集！

片面は図書館の貸出状況、片面は事業者様の広告を印刷した「貸出用レシートロール」を図書館の自動貸出機にセットして、貸出用レシートとして利用者に持ち帰っていただく事業です。多くの方の目に触れることで、会社やお店の宣伝に是非ご活用ください。

名称	貸出用レシートロール
内容	市立図書館では、借りた本の名前や返却期限を印字したレシート状の紙を本を借りた方全員にお渡ししています。広告主様にレシートロールの片面に広告を印刷して提供していただきます。
サイズ等	【品名】 サーマルロール紙 【寸法】 幅80.0mm × 直径80.0mm 中芯12.0mm (※寸法については1ミリ以内の誤差があっても可) 【紙厚】 約65ミクロン 【巻き長さ】 約80メートル
配布方法	市内8館の図書館及び文学館にて配布します。
募集数	1月につき500巻
使用期間	広告主様の希望する使用開始日から提供分のレシートが無くなり次第終了
納入期限	使用開始希望日の3か月前
納入方法	中央図書館へ納品

■ 広告掲載イメージ

お名前(ふりがな)	表
図書出納票	
火花 又吉直樹 / 著 文藝春秋 2015. 3 2 0cm	
請求記号 :	
所蔵館 :	
場所区分 :	
:	

裏
広告面

応募に関する詳細は裏面をご確認ください。

広告掲載に関する条件

広告掲載に関しては以下を除く事業者を対象とします。

- 1 風営法等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条で「風俗営業」と規定される業種
- 2 風俗営業類似業種
- 3 消費者金融
- 4 たばこ
- 5 アルコール
- 6 ギャンブルに係るもの(公営収益事業に係るものを除く)
- 7 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
- 8 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- 9 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続き中の業者

掲載できない広告など

- 1 人権侵害、名誉き損、各種差別的なもの
- 2 法律で禁止されている商品や、無認可、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
- 3 他を誹謗・中傷又は排斥するもの
- 4 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- 5 社会的に不適切なもの
- 6 国内世論が大きく分かれているもの

■応募について

応募資格	上記の条件を遵守していただける事業所の方
応募方法	①町田市有料広告掲載申込書 ②町田市暴力団排除条例に基づく誓約書 ③広告原稿案 を添えて応募先までお申込ください。
応募先、問合せ先	生涯学習部図書館 中央図書館庶務係 〒194-0003 町田市原町田3-2-9 TEL042-728-8220 Fax042-729-6160 Eメール syougaig050@city.machida.tokyo.jp
募集期間	随時

■掲載広告の決定について

広告及び事業主の審査	町田市有料広告掲載取扱要綱に従って、広告及び事業主の審査を行い、掲載の可否を決定します。
掲載の決定	先着順により決定します。同日に受けたお申込みは同順位として取扱いし、町田市が抽選を行い決定します。 ※決定後、確認書の取り交わしを行う予定です。
結果の通知	郵送をもって、応募されたすべての方に通知します。

■広告掲載決定後の流れについて

校正	広告のレシート原稿の校正を最低1回行います。
広告掲載料の支払い	掲載の決定通知と合わせて納付書を送付いたしますので、指定期日までにお支払いください。 ※広告には必ず事業所名を明記してください。
注意事項	決定後の「辞退」は受け付けませんのでご注意ください。

第一号様式

町田市有料広告掲載申込書（貸出用レシートロール）

年 月 日

申込者 住所（所在地） _____

氏名（名称） _____

連絡先 TEL _____

FAX _____

E-mail _____

担当者氏名 _____

町田市の公共物等に広告を掲載したいので、町田市有料広告掲載取扱要綱第7の規定により、添付書類を添えて下記のとおり申し込みます。

記

広告掲載対象物	町田市立図書館 貸出用レシートロール
業種	
ホームページURL	
提供予定希望日	
広告の内容	広告付物品提供

町田市暴力団排除条例に基づく誓約書

年 月 日

町田市長 様

法人等の名称

所在地

代表者氏名

私は、下記の事項について、事実と相違ないことを誓約します。

さらに、私は、下記事項について、町田市において必要と認める場合に、町田市が警察に照会することを承諾します。また、私は、町田市において照会に係る必要書類の請求をした場合は、当該請求に従うことを誓約します。

なお、町田市において下記の事項に反すると認める場合、有料広告掲載における契約の解除、その他貴市が行う措置について、異議の申し立てを行わないことを誓約します。

記

1 私は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下法という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、出資、融資、取引その他の関係を通じた権利を行使することにより、又は暴力団員がその親族関係若しくは交際関係を通じ、その事業活動の継続に重大な影響を及ぼす者
- (3) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- (4) 暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 1の各号に掲げる者を経営に実質的に関与させていません。

以上